

物価高騰対策について

国の令和6年度補正予算の成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることから、令和6年度、令和7年度予算で交付金を活用して物価高騰対策を実施する。

◎令和6年度補正予算実施事業（予算額 国補助金ベース 74,128千円）

1. 低所得世帯支援

- (1) 対象 住民税非課税世帯 約2,100世帯（うち子育て世帯 約160世帯）
- (2) 概要 1世帯3万円。対象世帯が子育て世帯の場合、18歳以下の子ども一人当たり2万円を追加で支給する。
- (3) 予算 71,090千円（職員手当除く 国補助金 71,090千円）

2. 学校給食材料代支援

- (1) 対象 町内の小・中学生の保護者
- (2) 概要 給食材料代が町指定単価より上昇し、不足が生じる見込みである。本来であれば保護者の負担となる部分であるが、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、上昇分を町が支援する。
- (3) 予算 3,000千円（国補助金 3,000千円）

3. 小規模保育事業所への支援

- (1) 対象 北海道の補助対象とならない小規模保育事業所（町内1施設）
- (2) 概要 これまでどおり保育サービスが提供できるよう、給食原材料費の増嵩分を支援
北海道の補助事業における算出方法を準用 給食原材料費 2千円×定員
- (3) 予算 38千円（国補助金 38千円）

◎令和7年度当初予算実施事業（予算額 国補助金ベース 61,965千円）

1. Mカードを活用した消費喚起事業

- (1) 対象 購入決済する町民
- (2) 概要 令和7年度に実施するポイント還元事業に充当。

2. 学校給食材料代支援

- (1) 対象 町内の小中学生の保護者
- (2) 概要 令和7年度の給食材料代の町指定単価が令和6年度より上昇しており、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、上昇分を町が支援する。

3. 水道料金の減免

- (1) 対象 芽室町内の上水道および簡易水道の契約者。（国・公共施設を除く）
- (2) 概要 水道料金の基本料金の2か月分を減免する。
給水区域外（井戸）については、相当額を助成する。

物価高騰対策社会福祉事業

1 事業の目的

物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯に1世帯あたり3万円と当該世帯員の18歳以下の子ども一人あたり2万円を追加で給付し、低所得者を支援する。

2 事業の概要

(1) 実施主体 芽室町（経費については重点支援地方交付金をあてる。）

(2) 給付金額 1世帯につき3万円

当該世帯の世帯員である18歳以下の子ども一人あたり2万円

(3) 給付時期 5月給付開始予定

(4) 対象者 基準日（令和6年12月13日）において世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3 担当

健康福祉課社会福祉係

物価高騰対策給食材料購入事業（学校給食材料代支援）

1 事業目的

燃料費、原材料価格等の上昇に伴う物価高騰は給食材料費にも大きな影響をもたらし、主食とする米・パン・麺をはじめ牛乳、野菜、肉類など全般的に単価が上昇している。

未来を担う児童生徒の健全な成長発達と郷土愛を育む食育・食農の観点から、給食材料は地元産や道内産の食材を中心に今後も安心安全な給食の提供を行うため、単価上昇分を町で負担する。

2 事業概要

(1) 積算方法

令和6年4月から12月までの食材購入の予算額に対する実績額から、不足する金額とした。

(2) 予算額 3,000千円

3 担当

教育推進課給食係

物価高騰対策子育て支援事業

●小規模保育事業所物価高騰対策支援事業

1 事業目的

物価高騰の影響を受けている保育所等において、これまでどおり保育サービスが提供できるよう給食原材料費の増高分を支援し、保育を継続的に提供していくことを目的とする。

2 事業概要

- (1) 対象施設 北海道の補助対象とならない小規模保育事業所（町内1施設）
- (2) 支給内容 北海道の補助事業における算出方法を準用する。
- (3) 算出方法 給食原材料費 2千円×定員
- (4) 予算額 38千円（19人分）

3 担当

子育て支援課児童係